

○随意契約の公表に関する要領（抜粋）

（平成 18 年 5 月 31 日達第 28 号）

改正 平成 18 年 6 月 30 日達第 35-2 号

平成 19 年 5 月 30 日達第 16 号

平成 28 年 3 月 31 日達第 10 号

令和 5 年 8 月 22 日達第 22 号

（公表の対象）

第 1 条 独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人国際観光振興機構会計規程（平成 15 年規程第 10 号）第 35 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定により締結した随意契約（機構の行為を秘密にする必要があるとき並びに予定価格が独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則（平成 15 年達第 22 号）第 3 条第 4 項第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないものを除く。）のうち支出の原因となる契約（以下「公表対象随意契約」という。）については、その相手方等の公表を行うものとする。

（公表の内容）

第 2 条 前条の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随意契約の物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約の締結日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由
- (5) 予定価格
- (6) 契約金額
- (7) 落札率
- (8) 再就職の役員の数

（公表の時期及び方法）

第 3 条 公表対象随意契約の公表は、契約締結日の翌日から起算して 72 日以内に行うものとする。ただし、各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日にまでの間に締結した契約については原則として 93 日以内に公表することができる。また、外国で締結した契約については、72 日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

2 公表は、機構のホームページに掲載（別紙様式）する方法により、契約の締結日の翌日から起算して一年が経過するまでの間、行うものとする。

（不開示情報の取扱い）

第 4 条 公表対象随意契約の第 2 条に規定する事項が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条の不開示情報であるときは、同法第 7 条の規定を斟酌のうえ、当該不開示情報の取扱いを検討するものとする。